

地理的名称トップレベルドメイン「.kyoto」 管理運営事業者の支持申請の手続に関する要項

このたび、京都府では、地理的名称トップレベルドメイン（以下、「地名 TLD」という。）として「.kyoto」の管理運営を希望する事業者に対して、審査の上、申請支持文書を交付することとします。

申請支持文書の交付を希望される事業者は、この要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 申請支持文書の交付申請資格

申請支持文書の交付を希望する事業者の申請資格については、次の（１）から（４）までのとおりとします。

- （１）日本国内で登記した法人で、京都府内に主たる事務所を置いているものであること。
- （２）２の地名 TLD「.kyoto」の発行指針にある項目を遵守できること。
- （３）府に対する事業報告等について日本語で行うことができること。
- （４）代表又は役員に暴力団関係者^{*}その他の反社会勢力が含まれていないこと。

※京都府暴力団排除条例（平成 22 年 7 月 27 日条例第 23 号）第 2 条第 4 号に規定する規制対象者をいう。以下同じ。

2 地名 TLD「.kyoto」の発行指針

事業者は、地名 TLD「.kyoto」を発行する際、以下の項目を必ず遵守してください。なお、事業者自らがさらに遵守すべき事項を取り決めることを妨げるものではありません。

（１）発行相手

- ア 代表や役員等に暴力団関係者その他の反社会的勢力が含まれていない実在の法人又は自然人（以下、「法人等」という）に発行すること。
- イ 各種法令や府の条例等を遵守するとともに、公序良俗に反しないコンテンツを取り扱う法人等に発行すること。
- ウ ドメインを発行した法人等について、その名称、所在地、代表者の氏名、電話番号、メールアドレスなどの連絡先等を公表するとともに、thick モデルによる whois サービス等を用いて検索ができること。なお、これらの情報の登録及び表示については、日本語が使用できること。

(2) ドメイン名等使用への予約等

ア 「.kyoto」管理運営事業開始までに府が指定するドメイン名については、その使用を予約し、又は禁止しておくこと。また、管理運営事業開始後においても、未登録のドメイン名に関して同様とすること。

イ 全てのレベルのドメインについて、その日本語読みが卑猥語・罵倒語になる文字列や、文字列そのものが英語での卑猥語・罵倒語になる文字列については、基準を設け、その使用を禁止すること。

(3) 発行手続

京都府内で日本語による登録、発行等の手続ができること。

(4) その他

ア レジストラがドメインの登録、発行等を行う場合には、当該レジストラの代表及び役員等に暴力団関係者その他の反社会的勢力が含まれていないことを確認の上、レジストリーレジストラ契約を締結し、(1)から(3)までをレジストラに遵守させること。

イ レジストラが(1)から(3)までを遵守しない場合には、遵守するよう指導するとともに、指導を行っても状況が改善されない場合には、レジストリーレジストラ契約を破棄し、当該レジストラにドメインの登録、発行等をさせないようにすること。

3 申請書類の提出

支持の申請に係る書類は、次の要領で御提出ください。

(1) 提出期限 平成24年2月10日(金)まで(必着)

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

(2) 提出場所 京都府商工労働観光部 ものづくり振興課 地域産業戦略担当

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入

電話番号：075-414-4847

(3) 提出方法

提出場所に、持参又は郵送により提出してください。郵送の場合は、配送の記録が残る方法で提出いただくとともに、提出場所に記載のある電話番号まで連絡の上、到着の確認をお願いします。

4 提出書類

支持文書の交付申請に際し、府に提出していただく書類等は次のとおりです。提出書類一式を紙媒体にてそれぞれ 15 部提出してください。

- (1) 地理的名称トップレベルドメイン「.kyoto」管理運営事業者に対する支持文書交付申請書（別添様式）
- (2) 定款又はこれに相当する書類（写）
- (3) 登記事項証明書
- (4) 申請前 3 事業年度分の決算書
※業歴が 3 期末満の場合は、現存する書類を提出してください。また、設立後間もなく、決算を経ていない場合には試算表等を用いて、経営状況を説明できるようにしてください。
- (5) ドメインに関連する活動実績
- (6) 付録資料（必要な場合）

5 申請支持文書の交付に係る審査

(1) 審査方法

「地理的名称トップレベルドメイン「.kyoto」に関する管理運営事業者審査委員会」（以下「審査委員会」という。）は非公開で、申請者からの提出書類をもって審査を行います。なお、審査委員会に関する質問は受け付けません。

(2) 審査項目

地名 TLD の管理運営事業者に関する技術的安定性、経営的安定性等については、ICANN (Internet Corporation for Assigned Names and Numbers) において直接審査を行うことになっていることから、府においては（別紙）府における地理的名称トップレベルドメイン導入の考え方に基づいて、次の項目について審査を行います。各項目の詳細については、申請書添付様式を参照してください。

- ア 「.kyoto」のビジョン及び計画
- イ 提案事業の実現性及び継続性
- ウ 地名 TLD 「.kyoto」の発行指針の遵守方法
- エ 関連法令等の遵守体制

6 申請に係る付帯条件

申請支持文書の交付申請に当たっては、次の事項を必ず遵守してください。

- (1) 提出された申請書等は、原則として申請者の都合による変更を行うことはできない。
- (2) 審査の過程において、追加の資料提出や説明を求められることがある。
- (3) 1事業者当たり1件の申請とし、それ以上の申請を行った場合は全て無効とする。
- (4) 虚偽の記載をした申請書は全て無効とする。
- (5) 申請に係る一切の費用は申請者の負担とする。
- (6) 提出された申請書等は返却しないが、府は申請書の記載内容についての守秘に努めるとともに、審査以外の目的で申請者に無断で使用することはない。

7 申請支持文書の交付

- (1) 府が支持文書を交付するのは1事業者のみとします。審査委員会が審査を行った上で、最も適しているとされた事業者を選出します。
- (2) 府は、審査委員会の選出に基づき支持文書を交付する事業者を決定し、その事業者に対して支持文書を交付するとともに、その事業者を京都府 Web サイト等で公表します。
- (3) 府が実施するのは支持文書の交付のみであり、支持文書を交付した事業者の ICANN への申請に際し、府が財政的支援、技術的支援等を含む支援を行うことは一切ありません。また、府の支持は ICANN の審査の合格を保証するものではありませんので、御注意下さい。なお、審査に合格した事業者は京都府 Web サイト等で公表します。

8 申請支持文書の交付に係る付帯条件

府から申請支持文書の交付を受けた事業者は、次の事項を必ず遵守してください。申請支持文書の交付後にこれらに反した運用を実施し、府からの勧告を受けても改善が見られない場合は、「.kyoto」管理運営事業の開始後であっても、府は「支持」の表明を撤回することがあります。なお、府が申請支持文書の交付を撤回した場合、撤回により発生する各種の費用については、事業者に全て負担いただきます。

- (1) 申請支持文書の交付を受けた事業者は、速やかに ICANN への申請の準備を行い、申請を行うこと。
- (2) ICANN への申請書類を提出する際、当該書類の写し及び日本語訳を府に提出するとともに、申請状況や審査結果について、府に随時報告を行うこと。

- (3) 「.kyoto」の管理運営に際し、2の地名 TLD「.kyoto」の発行指針等を遵守するとともに、府に提出した書類の内容については、必ず履行すること。
- (4) 「.kyoto」管理運営事業開始後は、年に1度、事業報告書を府に対して提出・報告を行わなくてはならない。事業報告書の内容については、別途、府が指定する。
- (5) ICANN からレジストリ認定を受けるまでに ICANN 認定紛争処理機関で日本語対応可能な機関が発足した場合においては、「.kyoto」ドメインの紛争においていずれかの当事者が望めば日本語で対応できる仕組みを整えること。ただし、ICANN が紛争に係る言語を特定している場合を除く。
- (6) やむを得ない理由なく ICANN への申請取りやめや ICANN との契約に至らなかった場合には、その事業者は以降の府に対する申請支持文書の交付申請を行うことはできない。
- (7) その他の付帯条件を申請支持文書の交付の際に追加することがある。その場合は同様に遵守すること。

9 質問の受付

(1) 受付期間

平成24年1月16日(月)～平成24年1月27日(金)17時まで(必着)

(2) 受付先

京都府商工労働観光部 ものづくり振興課 地域産業戦略担当

メールアドレス：monozukuri@pref.kyoto.lg.jp

電話番号：075-414-4847

(3) 受付及び回答方法

ア 質問期間内にメールにてお問い合わせください(電話、来訪等による質問には応じられませんので、御了承ください)。回答は、質問者名を伏せた上で、全ての質問者に対して全ての質問についての回答を送付いたします。

イ 件名の先頭に【地名 TLD に関する質問】と御記入いただくほか、事業者名や担当者の氏名・メールアドレス・電話番号を御記入ください。メール送付後、府からの受信確認メールが届かない場合には、電話等で確認をお願いします。なお、受付期間内にメールが送付されない場合には、いかなる理由によっても対応できません。

10 申請支持文書の交付

(1) 交付予定日

平成 24 年 3 月 1 日 (木) ～平成 24 年 3 月 7 日 (水)

(期日は都合により前後する場合があります。)

(2) 交付方法等

支持文書交付決定事業者に対して事前に通知します。

11 問い合わせ先

京都府商工労働観光部 ものづくり振興課 地域産業戦略担当

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入

メールアドレス : monozukuri@pref.kyoto.lg.jp

電話番号 : 075-414-4847

ファクシミリ 075-414-4842

(別紙) 府における地理的名称トップレベルドメイン導入の考え方

平成 23 年 6 月、インターネットのトップレベルドメインを管理する民間非営利の国際組織 ICANN において、地名 TLD の導入が決定されるとともに、民間事業者が地名 TLD の管理運営を ICANN に申請するに当たっては、その地域を管轄する行政府の「支持」が必要というルールが設定されました。

府では、京都市、京都商工会議所等の地域の関係機関と協議し、地名 TLD 「.kyoto」が有効活用されるべきと考えられることから、「.kyoto」を地名 TLD として申請しようとする管理運営事業者が現れた場合には、審査の上、事業者に対して支持文書を交付する方針です。

なお、府民としての一体感の醸成や地域産業等の振興を促進する観点等から、支持文書を交付する管理運営事業者は府内にある法人に限定することとし、適正かつ公平な審査により地域として最も適している事業者を選出した上で、1 事業者のみに対して支持文書を交付します。

ドメイン名に使用される「kyoto」という地名は、長い歴史の中で培われた世界的な地域ブランドであり、府民の共通の財産であります。今回の「.kyoto」の地名 TLD の導入は、京都の国際的な知名度やブランド力向上につながるものが考えられる反面、適正な管理運営が行われない場合は、イメージダウンや信頼性を損ねることにもつながることから、京都ブランドの向上を図るドメインとして、適正に管理運営されることが求められます。

府としては、地名 TLD 「.kyoto」が信頼できるドメインとして運用されるための要件を定め、その要件の遵守を条件に、本要項に基づいて審査を行った後に、支持文書を交付する事業者を決定いたします。